



平成 27 年分

## 相続税の申告の状況

(平成 27 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日※)

関 東 信 越 国 税 局 計

平成 28 年 12 月 16 日

関 東 信 越 国 税 局

※ 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に亡くなられた方に係る申告事績



## 平成27年分の相続税の申告状況について

平成27年中（平成27年1月1日～平成27年12月31日）に亡くなられた方から、相続や遺贈などにより財産を取得した方についての相続税の申告状況の概要は、次のとおりです。

なお、平成27年1月1日以降の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われています。

### 1 被相続人数等

平成27年中に亡くなられた方（被相続人数）は約18万8千人（平成26年約18万7千人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約1万4千人（平成26年約7千2百人）で、課税割合は7.4%（平成26年3.9%）となっており、平成26年より3.5ポイント増加しました。

### 2 課税価格

課税価格の合計は1兆8,719億円（平成26年1兆3,930億円）で、被相続人1人当たりでは1億3,461万円（平成26年1億9,230万円）となっています。

### 3 税額

税額の合計は2,096億円（平成26年1,479億円）で、被相続人1人当たりでは1,507万円（平成26年2,042万円）となっています。

### 4 相続財産の金額の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地43.2%（平成26年46.3%）、現金・預貯金等29.8%（平成26年24.9%）、有価証券11.5%（平成26年12.4%）の順となっています。

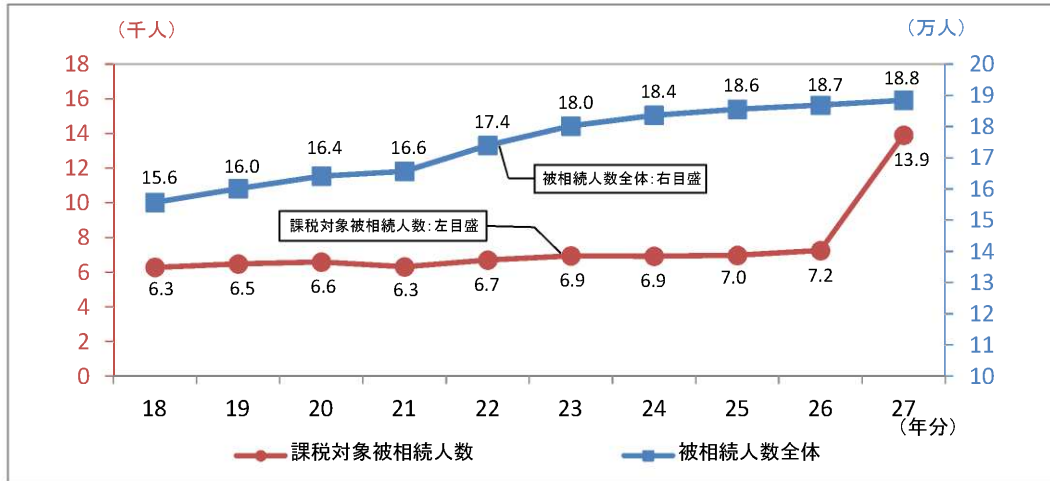
## 相続税の申告事績

項目	年分	平成26年分 <sup>(注1)</sup>		平成27年分 <sup>(注2)</sup>		対前年比
		内	外	内	外	
①	被相続人数(死亡者数) <sup>(注3)</sup>	人	186,873	人	188,461	% 100.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人	2,060 7,244	人	3,682 13,906	% 外 178.7 192.0
③	課税割合 (②/①)	%	3.9	%	7.4	ポイント 3.5
④	相続税の納税者である相続人数	人	17,464	人	31,604	% 181.0
⑤	課税価格 <sup>(注4)</sup>	億円	1,499 13,930	億円	1,984 18,719	% 外 132.4 134.4
⑥	税額	億円	1,479	億円	2,096	% 141.7
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	課税価格 (⑤/②) <sup>(注4)</sup>	万円	万円	万円	%
⑧		税額 (⑥/②)	万円	万円	万円	%

- (注) 1 平成26年分は、平成27年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。  
 ※ 申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限になることから、平成26年12月31日に亡くなられた方についての相続税の申告期限は平成27年11月2日(月)になる。
- 2 平成27年分は、平成28年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。
- 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。
- 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

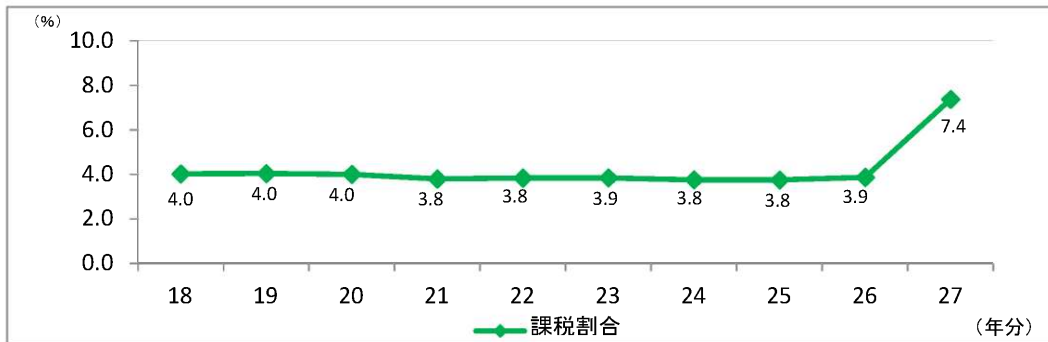
## 被相続人数の推移

(付表1)



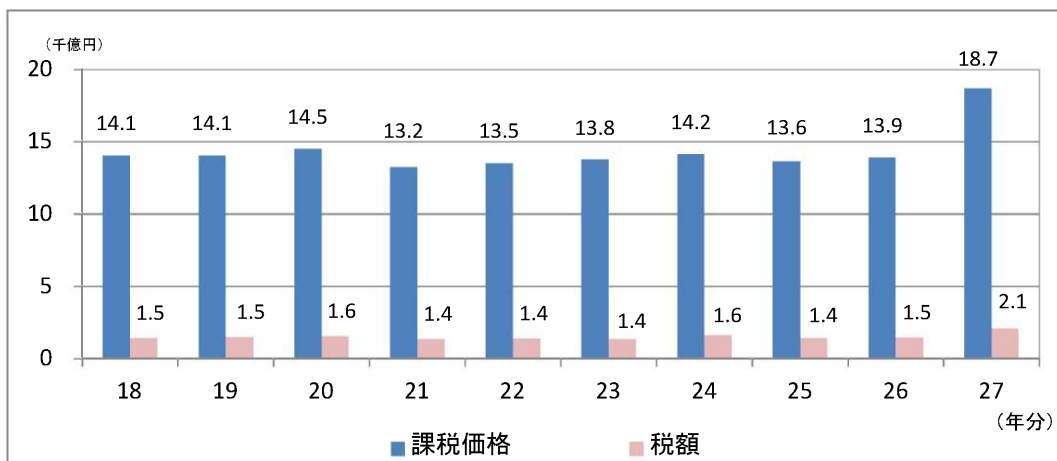
## 課税割合の推移

(付表2)



## 相続税の課税価格及び税額の推移

(付表3)



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続財産の金額の推移

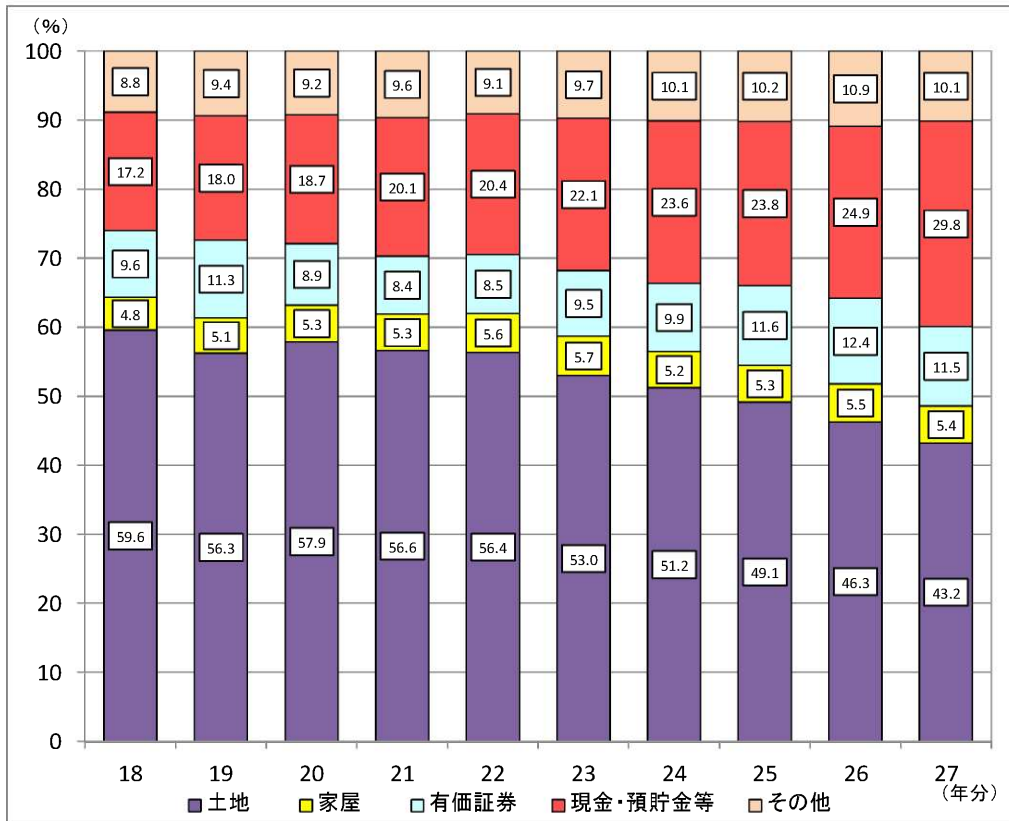
(付表4)

年分	項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成18		9,170	735	1,482	2,643	1,361	15,391
19		8,675	785	1,741	2,775	1,446	15,422
20		9,258	853	1,423	2,987	1,476	15,997
21		8,178	766	1,214	2,899	1,393	14,450
22		8,385	836	1,270	3,041	1,348	14,880
23		7,992	862	1,432	3,332	1,465	15,083
24		7,956	809	1,536	3,660	1,565	15,526
25		7,287	791	1,715	3,530	1,509	14,832
26		7,018	835	1,883	3,780	1,651	15,167
27		8,795	1,099	2,342	6,058	2,065	20,359

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続財産の金額の構成比の推移

(付表5)



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。

## 相続税の申告事績(各県別)

項目	年 分		平成26年分		平成27年分		対前年比	
合計	被相続人数(死亡者数)		186,873	人	188,461	人	100.8	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 2,060		人	外 3,882	人	外 178.7	%
	課税割合		7,244	%	13,906	%	192.0	ポイント
	課税価格	外 1,499		億円	外 1,984	億円	外 132.4	%
	税額		13,930	億円	18,719	億円	134.4	%
茨城県	被相続人数(死亡者数)		30,341	人	31,025	人	102.3	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 258		人	外 410	人	外 158.9	%
	課税割合		880	%	1,741	%	197.8	ポイント
	課税価格	外 186		億円	外 247	億円	外 132.8	%
	税額		1,550	億円	2,068	億円	133.4	%
栃木県	被相続人数(死亡者数)		20,755	人	20,519	人	98.9	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 231		人	外 376	人	外 162.8	%
	課税割合		730	%	1,265	%	173.3	ポイント
	課税価格	外 171		億円	外 208	億円	外 121.6	%
	税額		1,261	億円	1,532	億円	121.5	%
群馬県	被相続人数(死亡者数)		21,441	人	21,519	人	100.4	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 199		人	外 325	人	外 163.3	%
	課税割合		777	%	1,626	%	209.3	ポイント
	課税価格	外 146		億円	外 192	億円	外 131.5	%
	税額		1,289	億円	1,887	億円	146.4	%
埼玉県	被相続人数(死亡者数)		61,269	人	62,565	人	102.1	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,027		人	外 1,894	人	外 184.4	%
	課税割合		3,306	%	6,187	%	187.1	ポイント
	課税価格	外 734		億円	外 955	億円	外 130.1	%
	税額		7,001	億円	9,787	億円	139.8	%
新潟県	被相続人数(死亡者数)		28,316	人	28,297	人	99.9	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 146		人	外 330	人	外 226.0	%
	課税割合		741	%	1,450	%	195.7	ポイント
	課税価格	外 111		億円	外 192	億円	外 173.0	%
	税額		1,321	億円	1,695	億円	128.3	%
長野県	被相続人数(死亡者数)		24,751	人	24,536	人	99.1	%
	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 199		人	外 347	人	外 174.4	%
	課税割合		810	%	1,637	%	202.1	ポイント
	課税価格	外 151		億円	外 190	億円	外 125.8	%
	税額		1,508	億円	1,750	億円	116.0	%
			168	億円	139	億円	82.7	%

- (注) 1 平成26年分は、平成27年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。  
 ※ 申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限になることから、平成26年12月31日に亡くなった方についての相続税の申告期限は平成27年11月2日(月)になる。  
 2 平成27年分は、平成28年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づいて作成している。  
 3 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」による。  
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。  
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。